



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 52/2015年2月号

発行日：2015年2月24日

今月は、2月14日のバレンタインデーがありました。日本では、女性から男性にチョコレートを渡し3月14日にお返しをするのが一般化していますが、諸外国では、同日に男性からお花を送る国もあるようです。またこの日は、日本ならではの記念日でもあります。それは「ふんどしの日」だそうです。2が「ふん」で14が「と(ど)し」と読めるので業界で盛り上がっています。日本の伝統産業も商魂の頼もしさを感じますね。

I. 最新情報（2015年1月1日～2015年1月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年1月 16日	意見	IASB ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」に対する意見について	平成26年9月17日に国際会計基準審議会（IASB）から、ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該ディスカッション・ペーパーに対するコメントを取りまとめ、平成27年1月15日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—
2015年1月 16日	意見	IASB 公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定（IFRS第10号、IFRS第	平成26年9月16日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定（IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号並びにIFRS第13号に関する設例の修正案）」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成27年1月16日付けで提出いた	—

		12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号並びにIFRS第13号に関する設例の修正案)」に対する意見について	しましたのでお知らせいたします。	
--	--	---	------------------	--

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年1月 21日	意見	国際公会計基準審議会（IPSASB）コンサルテーション・ペーパー「政府系企業及びその他の公的部門の主体に対する国際公会計基準の適用可能性」に対するコメントの提出について	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2014年8月に、コンサルテーション・ペーパー「政府系企業及びその他の公的部門の主体に対する国際公会計基準の適用可能性」（Consultation Paper, The Applicability of IPSASs to Government Business Enterprises and Other Public Sector Entities）を公表し、広く意見を求めておりました。 日本公認会計士協会では、本コンサルテーション・ペーパーについてのコメントを取りまとめ、2014年12月26日付けでIPSASBに対し提出いたしましたので、お知らせします。	—

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他

特になし

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

今回は、コーポレートガバナンス・コードについて、「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方」から抜粋しながら、その概要をご説明いたします。また、本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であることを、あらかじめ申し添えます。

(1) 経緯

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」では、「機関投資家が、対話を通じて会社の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則について検討し、取りまとめる」との施策が盛り込まれました。既に御承知だと思われそうですが、この検討の一環として、社外取締役を選任しない場合における説明義務に関する規定が盛り込まれた会社法改正案が平成26年6月に国会にて可決・成立しております。

平成26年6月に閣議決定された「【日本再興戦略】改訂2014」においては、会社による受託者責任を果たすための原則を実現させるため、「東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋ごろを目途に基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年の株主総会のシーズンに間に合うよう新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する」との施策が盛り込まれました。

現在、有識者会議が設置され、コーポレートガバナンス・コード（原案）が取りまとめられております。

今後、この原案は、国内外に広くパブリックコメントを付すことを予定しており、その後、東京証券取引所において、関連する上場規則等の改定、「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを期待されています。

(2) コーポレートガバナンスとは？

コーポレートガバナンスとは、会社が株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味しています。コード（原案）には、この意味を明確にしたうえで、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を盛り込んでいます。

(3) 本コード（原案）の目的は？

会社は、株主から経営を付託された者としての責任（受託者責任）をはじめ、様々なステークホルダーに対する責務を負っています。本コード（原案）では、こうした責務に関する説明責任を果たすことを含め、会社の意思決定の透明性・公平性を担保しつつ、これを前提とした会社の迅速・果断な意思決定を促すことを通じて、いわば「攻めのガバナンス」の実現を目指すものであります。本コード（原案）では、会社におけるリスクの回避・抑制や不祥事の防止といった側面を過度に強調するのではなく、むしろ健全な企業家精神の発揮を促し、会社の持続的な成長と中長期的な会社価値の向上を図ることに主眼を置いています。

あくまで会社の事業活動を制約するのではなく、健全な企業家精神を発揮しつつ経営手腕を振るえるような環境整備を狙いとしています。

さらに本コード（原案）は、中長期の投資を促す効果も期待されています。通常ガバナンスの改善が実を結ぶまで待つことができるのは、中長期保有の株主（機関投資家）であり会社にとって重要なパートナーとなりえます。自律的なコーポレートガバナンスの改善により、機関投資家と会社との間で建設的な「目的を本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

持った対話」が充実できれば、会社にとって機関投資家と適切な信頼関係が構築できると思われま

(4) 本コード（原案）の適用は？

本コード（原案）は、我が国取引所に上場する会社を適用対象とするものですが、本則市場（市場一部及び市場二部）以外の市場に上場する会社には、会社の規模や特性を踏まえて、体制整備や開示に係る項目など一定の考慮が必要とされています。

本コード（原案）は、東京証券取引所において必要な制度整備を行った上で、平成27年6月1日から適用することを想定しています。

(5) 基本原則

【株主の権利・平等性の確保】

1. 上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

2. 上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

【適切な情報開示と透明性の確保】

3. 上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

【取締役会等の責務】

4. 上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

(1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと

(2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと

(3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

【株主との対話】

5. 上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703